

独立行政法人評価有識者会議

農林漁業信用基金部会

農林水産省経営局金融調整課

独立行政法人評価有識者会議 農林漁業信用基金部会

日時：令和6年7月31日（水）

会場：農林水産省経営局A・B会議室

時間：13：00～15：29

議 事 次 第

1. 開 会

2. 出席者紹介

3. 議 事

・独立行政法人農林漁業信用基金の令和5年度に係る業務の実績に関する評価について

4. 閉 会

午後 1 時 0 0 分 開会

○永井課長補佐 すみません、それでは、定刻になりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会を開催させていただきたいと思います。

本日は、お集まりの委員の皆様、関係者の皆様には、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は経営局金融調整課の永井と申します。本日の資料の説明と司会進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の会議ですが、対面とウェブの併用とさせていただいております。御承知おきいただければと思います。

それでは、まず資料の確認の方をさせていただきたいと思います。

お手元に配布させていただいておりますが、まず、「議事次第・出席者名簿・配付資料一覧」という紙がございます。こちらの方は先週の29日にメールで送付させていただいております。電子ファイルでも送付させていただいておりますが、ファイル名ですと01、議事次第、出席者名簿資料となっております。資料の確認ですが、資料の1から資料7までございます。電子ファイルの名前も、その頭に資料01から資料07としております。御確認いただければと思います。

資料確認は以上でございます。

本日の御案内には終了予定時刻を16時としておりまして、長時間を予定しておりますが、少しでも早めの終了を目指せればと思っております。

また、会議の途中で10分程度休憩の方を設けさせていただきたいと思っております。

会議中はお手元の飲物など飲んでいただきまして、適宜水分補給をしながら聞いていただければと思います。

それでは、ただいまから開始させていただきます。

まず、本日は全委員5名の先生方に御参加していただいております。御多忙のところ、誠にありがとうございます。

御出席者の方を御紹介させていただきます。

まず、有識者委員の皆様です。五十音順で御紹介させていただきます。

黒田委員でございます。ウェブで御参加していただいております。

続きまして、佐藤委員でございます。同じくウェブで御参加していただいております。

○佐藤委員 よろしくお願ひします。

○永井課長補佐 よろしくお願ひします。

続きまして、高田委員でございます。

○高田委員 よろしくお願ひします。

○永井課長補佐 続きまして、田中委員でございます。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願ひいたします。

○永井課長補佐 最後に、千年委員でございます。

○千年委員 よろしくお願ひします。

○永井課長補佐 次に、主務省の出席者の方を紹介させていただきます。

まず、財務省大臣官房政策金融課、荻島課長補佐でございます。ウェブで御参加していただいております。

○荻島課長補佐 よろしくお願ひします。

○永井課長補佐 お願ひします。

そして、農林水産省になりますが、私の方から紹介させていただきます。改めまして、私、農林水産省経営局金融調整課の課長補佐、永井と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それから、順に御紹介させていただきます。

林野庁企画課の内海課長補佐でございます。

○内海課長補佐 内海です。よろしくお願ひします。

○永井課長補佐 それから、水産庁水産経営課の溝部課長補佐でございます。

○溝部課長補佐 溝部でございます。よろしくお願ひいたします。

○永井課長補佐 それから、水産庁漁業保険管理官付の山本保険管理官補佐でございます。

○山本管理官補佐 山本です。よろしくお願ひします。

○永井課長補佐 それから、経営局保険監理官付の鈴木専門官になります。

○鈴木専門官 鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

○永井課長補佐 次に、農林漁業信用基金の方から出席いただいております、平山総括理事でございます。

○平山総括理事 お願ひいたします。

○永井課長補佐 佐伯総括理事でございます。

○佐伯総括理事 よろしく申し上げます。

○永井課長補佐 鹿田理事でございます。

○鹿田理事 お願いします。

○永井課長補佐 そのほか、信用基金の方からも御担当者の方、出席していただいておりますので、平山総括理事の方から簡単に御紹介いただければと思います。

○平山総括理事 では、私の方から簡単に御紹介したいと思います。

改めて、私は企画総務部門、農業部門、共済部を担当しております、総括理事の平山でございます。

右隣が、今御挨拶しましたけれども、林業部門担当の佐伯総括理事でございます。

それから、漁業部門担当の鹿田理事でございます。

それから、企画総務部門、農業部門を担当します、総括調整役の福井でございます。

○福井総括調整役 よろしく申し上げます。

○平山総括理事 それから、漁業部門を担当しております、参事の西村でございます。

○西村参事 よろしくお願いいたします。

○平山総括理事 それから、法人評価、この窓口を担当しています、企画調整室長の小坂田でございます。

それから、総務経理部を担当します、考査役の松本でございます。

○松本考査役 松本です。よろしくお願いいたします。

○平山総括理事 それから、法人評価の農業部門の窓口をしております、管理部長の中山でございます。

○中山部長 中山です。よろしくお願いいたします。

○平山総括理事 続きまして、林業部門の管理部長、鈴木でございます。

○鈴木部長 鈴木です。お願いいたします。

○平山総括理事 続いて、漁業部門の管理部の山本考査役でございます。

○山本考査役 山本です。よろしく申し上げます。

○平山総括理事 それから、共済部、具体的には農業共済・漁業共済ですけれども、担当しておりますシニア情報分析職、課長級でございますけれども、秋山でございます。

○秋山シニア情報分析職 秋山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○平山総括理事 それから、この法人評価の担当課長をしておりますが、本間でございます。

○本間課長 本間でございます。

○平山総括理事 同課で同じくこの評価を担当します情報分析職、課長級でございますけれども、御前でございます。

○御前情報分析職 御前でございます。よろしくお願いします。

○平山総括理事 最後になりますけれども、担当補佐の高橋でございます。

○高橋課長補佐 高橋です。よろしくお願いします。

○平山総括理事 以上、信用基金の出席者でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○永井課長補佐 御紹介ありがとうございました。

御意見や御質問につきましては、我々主務省又は信用基金の方から回答を差し上げたいと思っております。

続きまして、独立行政法人の評価につきまして、簡単に御説明いたします。

この評価ですが、独立行政法人通則法に基づきまして、主務大臣が行うこととなっております。そして、主務大臣が評価実績の評価を行う際には、評価の実効性を確保するという趣旨で、外部有識者の御知見を御活用させていただくということになっております。

本日の有識者会議ですが、資料04にあります「農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領」に基づいて開催しております。

続きまして、最初に独立行政法人の業績評価の基準について、まず簡単に御説明させていただきたいと思います。

資料の05というものが、資料の5、又は電子ファイルですと資料の05になります。タイトルが「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」ということでございます。こちら、事前レクの際にも御説明しましたが、今年3月に一部改正を行っておりますので、改正箇所について簡単に御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

主に3点ございますが、一つ目は、今回の第5期中期目標の構成上、小々項目を追加して設定いたしました。ですので、真ん中辺に「ウ 小々項目の評価」ということで、この項目を設けているということでございます。

2点目ですが、定量的指標を設定している評価項目につきましても定性的な観点を考慮して評価するよう明記しております。具体的には、ここの真ん中辺に「なお」というのがあると思

うんですが、「なお、定性的な達成度合いを考慮した上で判定するものとする。」としております。

それから最後、3点目ですが、総務省の指針の改定を踏まえまして、第5期中期目標では、一部項目に困難度を設定しております。困難度を設定する項目につきましては評価を一段階引き上げることが可能であるということになっておりますので、これを明確化しております。具体的には、この3ページの②番、「困難度「高」の場合」という項目でそれが書かれているということになっております。

評価基準の説明は以上でございます。

続きまして、議事進行について御説明いたします。従来同様、主務大臣の評価案としてA評価とした項目、それから、法人の方の信用基金の自己評価と主務大臣評価が異なる項目を中心に、項目を絞って御説明させていただきたいと思います。その後は質疑応答という形で進めさせていただければと思っております。

それでは、説明に入らせていただきます。

資料の01、実績に関する評価書案ですね。「令和5年度に係る業務の実績に関する評価書（案）」、こちらの方を御覧いただければと思います。説明する項目が非常に多いので、できるだけコンパクトに説明したいと思います。

まず、この資料を1枚おめくりいただきますと、左上に「様式1-1-2」という、2枚目ですけれども、「様式1-1-2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評定様式」というのがございます。こちらの方、評定の欄ですが、主務大臣評価案としましては、総合評定でAというふうに考えております。評定に至った理由はこちらに記載してあるとおりですが、小項目、小々項目、中項目ということで、各項目別に評価して積み上げた結果、総合評定はAということと考えております。

それでは、項目ごとに御説明させていただきたいと思います。

まず、3ページの方を御覧ください。

項目番号が1-1-(1)、「社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け」という項目でございます。

こちらにつきましては、定量的項目でございますが、真ん中辺、3ページの「主な評価指標」という欄がございますが、そこに定量的指標というのが書いてございますが、こちらの方は5年間累計で、中期目標期間における、その……

○佐藤委員 すみません、申し訳ありません、資料が追えなくなっていて、資料番号をまず教えてください。

○永井課長補佐 失礼しました。資料番号01です。5年度に係る業務の実績に関する評価書というものを御覧ください。

○佐藤委員 はい。これの3ページですよね。

○永井課長補佐 はい、こちらの3ページ。

○佐藤委員 「様式1-1-2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評定様式」でよろしいですか。

○永井課長補佐 そうですね。そちらの方は総合評定の御説明ということで、総合的にはAということで考えているということで。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○永井課長補佐 その後……

○黒田委員 すみません、私もちょっと今追えなくて。

○永井課長補佐 すみません。

○黒田委員 先ほど、様式1-1-(1)とかおっしゃいませんでしたか。1-1-2ですか。

○永井課長補佐 そうです。様式1-1-2です。ページが振っていないんですけれども、様式1-1-2。

○黒田委員 今、一番上の評定のS、A、B、C、Dの方の右の欄の、令和5年度Aというところを説明いただいている。

○永井課長補佐 そうです。そこは、総合評定としてはAというふうに考えておりますということです。

○黒田委員 はい、分かりました。やっぱりこれ、遠隔ですと、ページ数が追えなくなると、もうついていけなくなるんですよ。最初だけちょっとゆっくりお願いできると有り難いです。

○永井課長補佐 承知しました。申し訳ありません。

○黒田委員 よろしくをお願いします。

○永井課長補佐 ページを確認しながら、ちょっとゆっくり進めさせていただきます。

○田中委員 PDFのページ番号とここのページ番号が一致していないので、3ページ目と言うと、多分前の3枚目を見ているんです。

○永井課長補佐 すみません、最初の方、ページが振っていなかったもので、この後、私の方が

らの説明で申し上げるページはページが振ってあるものと一致しておりますので、ページ番号を確認していただければ、それで追えると思いますので、よろしくお願いします。

○田中委員 言っている意味分かったかな。PDFの番号じゃなくて、ここの紙の番号で言うということ。

○平山総括理事 多分、ページ数プラス3なんですよ。

○田中委員 そうそうそう。

○永井課長補佐 そういうことですね。

○田中委員 そうそうそう。

○永井課長補佐 失礼します。そうですね、ページ数、恐らくパソコンで御覧になっていると思うんですけども、パソコン上のページ枚数と画面に表示されている資料のページ数とでちょっと一致しないことになってしまいますので、PDFで印刷する、実際の紙で印刷されているページ数を御覧いただければと思います。

○溝部課長補佐 表示されている一番下にページ数を書いてあるので、それに沿った形で説明していただいて、それで説明した方が。

○永井課長補佐 印字されているページ番号を御覧いただければと思います。

じゃ、説明続けますが、御覧いただきたいページ数としましては、この印字されているページ数で申し上げると3ページになります。よろしいでしょうか。

○黒田委員 印字ってどういう、どこに。ページと……

○佐藤委員 ファイル上だと、下の……

○永井課長補佐 ファイル上だと7ページになります。

○佐藤委員 ファイル上だと7ページになります。ファイル上の7ページの画面の下の方を見ると、3ってページ数が。

○永井課長補佐 そうです、そうです。

○黒田委員 分かりました。

○永井課長補佐 よろしいでしょうか。

○黒田委員 この部分ですね。はい、今確認できました。

○永井課長補佐 それで、私の方からはその印字されているページ数で申し上げようと思いますが、よろしいでしょうか。

○黒田委員 はい、分かりました。

○永井課長補佐 すみません、よろしくお願いします。

○永井課長補佐 はい。すみません、不手際があり、申し訳ありません。

それでは、説明の方を続けさせていただきます。

まず3ページですね。

項目で言うと1-1-(1)、「社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け」という項目でございます。

こちらにつきましては、法人の自己評価もA、そして主務大臣の方もAというふうに考えております。

理由につきましては、スマート農業の実装などに伴いまして新たに生じる資金需要に係る保証審査、こういったものに対応するため、技術会議事務局ですとか農研機構などと打合せを行う中で、スマート技術導入後の経営改善効果をシミュレーションできるツール、こうしたものを開発し、信用基金の方から保証審査上必要となる分析項目ですとか着眼点を助言してツールの開発が実現して、実際に基金協会の方にもツールの配布まで至ったということから、所期の目標を上回る成果と考えまして、Aというふうに考えてございます。

続きまして、印字されているページで申し上げますと10ページになります。

1-1-(2)、イの「保険事故率の低減に向けた取組の実施」という項目でございます。

本項目は定量的評価項目になっておりまして、法人の方の信用基金の自己評価もAで、主務大臣の方もAというふうに考えております。

こちらにつきましては、保険事故率1%以下という目標に対しまして、令和5年度の保険事故率というものが0.91%となっておりまして、目標達成度合いは100%以上となっております。事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、期中管理に関する融資機関、それから基金協会の取組実態なども十分に理解した上での対応が求められることすとか、足元では原油価格・物価高騰が生じておりまして、これら農業経営を取り巻く厳しさが増しているということから、困難度が高い項目として設定しております。

これらのことを勘案しまして、Aというふうに主務大臣の方も考えております。

続きまして、印字されているページで言いますと16ページになります。

番号で言いますと1-1の(2)、エの「その他事務処理の適正かつ迅速な実施」という項目でございます。

本項目も定量的評価項目となっております。こちらにつきましては、大口引受案件の事前協

議につきまして、10営業日以内の処理率を80%以上とするという目標に対しまして、達成度合いは120%以上という結果となりましたことから、Aということにしております。こちらの方も、自己評価もA、主務大臣評価もAということになっております。

続きまして、24ページを御覧ください。

こちらの方から林業の項目に入りますが、1－2－（1）－アの「融資機関等に対する普及推進の取組」という項目でございます。

こちらの項目も定量的評価項目でございます。素材生産、造林・育林、育苗生産に係る保証引受額を毎年度、前中期目標期間の最終年度比で5%以上増加。具体的な額で申しますと66億4,500万という目標になりますが、これに対して令和5年度の保証引受額は57億8,200万となっております。

こちらの項目も、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして保証引受額が減少すること、それから、今後の保証引受額の拡大というのが非常に厳しい状況であるということを踏まえ、困難度が高い項目として設定しております。

こちらの項目につきましては、御覧いただければ分かると思いますが、自己評価はA、そして主務大臣の評価はBというふうに、評価が異なる項目となっております。

自己評価がAの理由でございますが、こちらにつきまして24ページ、25ページに自己評価の理由が書かれていますので、記載のとおりでございますし、また、事前レクの際にも信用基金の方から御説明もしているところでございますが、当方としましては、評価基準では、先ほど冒頭申し上げたとおり、困難度が高い目標であることに鑑みまして、目標未達となった場合でも直ちにCということに評価するのではなくて、定性的な取組ですとか具体的な業務改善の取組というものが行われているのであれば、困難度が高いということなので一段階評価を上げてB評価にできるという、そう定めていますので、この基準に即して評価すると、多くの定性的な取組も行っていたことを評価しましてBではないかというふうに考えて、主務大臣の評価の方はBということにしております。

続きまして、30ページを御覧ください。

番号で言いますと1－2－（1）－イ、「社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援」という項目でございます。

こちらの方は、自己評価はA、主務大臣評価もAということにしております。

こちらにつきましては、令和6年の能登半島地震、こちらを契機としまして、特定非常災害

により直接被害を受けた林業者の方たちに対しまして、林業・木材産業災害復旧対策保証におきまして、従来の最大5年間の保証料免除という取組に加えまして、新たに実質無担保・無保証人ですとか、追加出資を原則不要とするという新たな特例措置を講じたことから、所期の目標を上回る成果と言えると考え、Aというふうに考えております。

続きまして、34ページを御覧ください。

番号で言いますと1-2-(2)-ア、「適切な保証料率の設定」という項目でございます。

こちらにつきましても、自己評価はA、主務大臣評価もAということにしております。

こちらの内容は特例保証料率の適用に関するものでございます。こちらにつきましては、債務者の実情を踏まえたものとなるよう、信用基金、融資機関及び林業事業者での協議に加えまして、経営改善計画の策定において助言等を行ったことによりまして、令和5年度における新規案件、継続案件ともに、この特例保証料率の適用というものは0件となったことから、所期の目標を上回る成果であると考えて、Aということとを考えております。

続きまして、41ページを御覧ください。

番号で言いますと1-2-(2)、エ、「その他事務処理の適切かつ迅速な実施」という項目でございます。

こちらの項目は定量的評価項目となっております。こちらにつきましても、自己評価A、そして主務大臣評価の方も同じくAとして考えております。

こちらにつきましては、保証引受け等について、標準的な処理期間内の処理率を80%以上とするという目標に対しまして、達成度合いが120%以上となっておりますので、Aということで考えております。

続きまして、47ページを御覧ください。

番号で言いますと第1-3-(1)。ここから漁業ですけれども、「社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け」という項目でございます。

こちらの項目も定量的評価項目となっております。保険引受残高2,000億円確保という目標ですが、こちらについて、関係機関と連携して有効な利用促進策を実施したことにより、令和5年度の保険引受残高で2,047億円を達成しております。

なお、本項目も、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして一旦増加した新規引受額について、今後償還が始まるということで、保険引受残高の減少が想定されることから、困難度が高い項目として設定しております。これらを勘案しまして、Aということ

で考えております。こちらの方も、自己評価もAで、主務大臣の方もAというふうに考えております。

続きまして、52ページを御覧ください。

番号で言いますと1－3－（2）－ア、「適切な保険料率の設定」という項目でございます。

こちらの方につきましては、自己評価はAということで頂いておりますが、主務大臣の方ではBということで、評価が異なる項目となっております。

こちらの方も、自己評価の理由につきましては、こちらの自己評価の欄に記載されている理由、また、事前レクするときにも信用基金の方から説明があった理由によるものと思いますが、当方としましては、ここに書いてあります、前年度に保険事故や引受けが生じなかったことから理論値を算出できなかった区分の在り方について適切に検討したことですとか、漁船規模で異なる料率区分について同一の料率適用が可能であるという検証を行ったことなどにつきましては、この年度計画、真ん中辺、左から三つ目の欄に「年度計画」とありますが、年度計画に書かれております目標であります、理論値の保険料率を踏まえて適切な保険料率を設定するという、この目標の範疇の中ではないかというふうに考えておりまして、目標を上回った成果があったとまでは言えないというふうに捉え、主務大臣の方ではBというふうに考えております。

続きまして、54ページ、次のページ、そちらを御覧ください。

番号で言いますと1－3－（2）－イ、「保険事故率の低減に向けた取組の実施」という項目でございます。

この項目につきましても定量的評価項目となっております。こちらの方は、自己評価A、そして主務大臣もAというふうに考えています。

内容ですが、償還事故率3%以下とする目標に対しまして、令和5年度の償還事故率は0.97%となり、目標の達成度合いは120%以上となっております。

事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、先ほどの農業と同じようなことですが、期中管理などに関する融資機関、それから、漁業信用基金協会の取組実態を十分に理解した上での対応が求められることすとか、足元で原油価格・物価高騰が生じておりまして漁業経営を取り巻く厳しさが増しているということから、困難度が高い項目として設定しております。これらを勘案しまして、主務大臣評価はAということで考えております。

続きまして、60ページを御覧ください。

番号で言いますと1－3－（2）、エ、「その他事務処理の適正かつ迅速な実施」という項

目でございます。

この項目も定量的評価項目でございます。こちらについても自己評価はA、主務大臣評価もAというふうに考えています。大口引受案件の事前協議などにつきまして、標準的な処理期間内の処理率を80%以上にするという目標がございますが、こちらについて達成度合いが120%以上となったことから、Aというふうに考えております。

続きましてですが、67ページを御覧ください。

これ、ここから事業の効率化などの項目になりますが、番号で言うと2-1の「事業の効率化」という項目でございます。

こちらにつきましては、自己評価がAで、主務大臣の方もAというふうに考えております。

こちらの内容ですが、新たに業務の見える化プロジェクトとして、外部専門家を活用しまして業務効率化の提案を受けたのみならず、提案の具体化に向けた解決策の検討などを行っておりまして、次年度以降に解決の取組を行うための実行体制なども構築されていることから、所期の目標を上回るということで、Aというふうに考えております。

続きまして、72ページを御覧ください。

番号で言いますと2-3、「デジタル化の推進」という項目でございます。

この項目ですが、自己評価は、法人の方、Aということで評価しておりますが、主務大臣の方はBということで、評価が異なる項目でございます。

理由の方、自己評価がAの理由につきましてはここに記載されているとおりでございますけれども、主務大臣の方としましては、この高い専門性を有するPJMO支援業者を調達することについては、こちらの方も年度計画に記載されております「PMOを設置するとともに、必要な体制を整備する。」という、この目標の範疇に入るのではないかと考えまして、目標を上回る成果があったとまでは言えないというふうに考えまして、Bということにさせていただいております。

続きまして、75ページを御覧ください。

番号で言うと2-4、「調達方式の適正化」という項目でございます。

こちらの方も、自己評価は評価Aというふうに、自己評価Aですが、主務大臣はBということで、評価が異なる項目となっています。

こちらの方も、理由については自己評価欄、自己評価Aの欄、Aの理由につきましては自己評価の欄に記載されているとおりなのでございますが、当方としましては、この1者応札・1

者応募の改善の取組というのは、こちらの方も年度計画に記載されております調達等合理化計画、こちらの計画の中に記載されている事項でございまして、今回取り組んだ仕様書の作成ですとか余裕を持ったスケジュール管理、それから競争参加者の資料作成等の負担軽減ということが新たな取組として書かれておりますが、これらにつきましてはこれまでの取組の一環であると考えていまして、目標の範疇の中ではないかというふうに捉えました。このため、目標を上回る成果があったとまでは言えないことから、主務大臣評価の方はBということと考えております。

続きまして、92ページを御覧ください。

番号で言いますと4-2になりますが、「職員の人事に関する計画」という項目でございす。

こちらの方は、自己評価Aで、主務大臣の方もAということ考えています。

人材の確保・育成に向けた取組としまして、人材管理システムの構築ですとか、人材コンサル業者による現状分析、それから、人材の確保・育成に関する方針というものを定めまして、その実行に向けたロードマップを策定するなど実行段階に取り組んでいるということから、所期の目標を上回る成果があったということで、Aというふうに考えております。

以上で私からの説明は一旦終わりとなります。

この後、信用基金さんの方から補足説明などございましたら、お願いしたいと思います。

○佐伯総括理事 補足説明時間を頂きましてありがとうございます。信用基金の総括理事の林業担当の佐伯でございます。どうぞよろしくお願いします。

主務省からは、ただいま御説明のありましたとおり、全体の評定でAと、幾つかの項目でA評価ということで評価いただきまして、感謝申し上げます。

その上で、恐縮なんですけれども、信用基金では自己評価Aに対して主務大臣評価Bの案である項目について、自己評価Aに記載しております内容に加えまして、補足説明を申し上げたいと思います。

まず、資料の1の評価書案、印字されているページで言いますと、24ページから29ページにかけての項目でございす。第1-2-(1)-ア、「森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進－融資機関等に対する普及推進の取組」についての評価、24ページ目でございます。信用基金ではA評価、主務大臣による評価ではB評価の案を頂いているところでございす。

主務大臣による評価の理由については、先ほど永井補佐から御説明ありましたとおり、24ページから25ページにかけて記載されているとおりでございまして、目標の達成度合いを下回っているものの、数多くの制度普及の取組、追加的に実施されて、困難度が高いということを勘案して評価していただきまして、B評価ということでございます。

その評価の基になるのが、私どもとしましては、資料の5と思うのですが、これをちょっと確認していただきたいんですが、よろしいでしょうか。恐縮でございます。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」でございます。

印字されているページでいきますと、3ページの下段を御覧ください。3ページの下段、2の（2）のウの（ア）定量評価の場合の②に該当します。困難度「高」の場合においてで、下から言いますと4～5行目に当たるところでございまして。数値の達成度合いが80%以上100%未満で、「具体的な業務改善の取組」が実施されているとき、これがB評価という点で、ここで判断されてB評価ということで、案として示されているだろうと認識しております。

この具体的な業務改善なんですけれども、実際どの程度まで実施すればいいのか、また、それを超えるような取組を行った場合にどのような評価となるのかについては、特に具体的に明確には示されていないと認識しております。

そしてまた、次のページ、4ページ目でございます。4ページ目の上段で言いますと上から5行目で、（イ）で定性評価の場合として、定量評価とは別に、また定性的な評価も評価する基準というふうな構成になっております。

その上でなんですけれども、これもすみません、恐縮なんですけれども、評価書の資料の1に戻っていただきまして、印字されているページ、24ページ目の列の中央に当たります「主な評価指標」というところがあります。真ん中辺りですね。信用基金としては、主な定量的指標に加えまして、その他の指標というのが下段にあるんですけれども、これに該当するような、書いてありますように資金ニーズ調査以外の、これは25ページの（3）以降にずっと書いてあるんですけれども、29ページにわたりまして、様々な取組を追加的に実施しているところがございます。

具体的に言いますと、融資機関、林業関係団体、都道府県等の多様な主体に対して説明会の開催とか、ダイレクトメールの送付とか、機関誌等への寄稿とか、広告掲載、メディアの活用等の多様な手法によりまして、信用基金が創意工夫と努力によって取り組んだものでございます。

以上申し上げた追加的な取組についてなんですけれども、これもすみません、恐縮ですが、ファイル飛びます、資料の3に飛んでいただきたいと思います。申し訳ありません。

これは、総務大臣が決定しましたものでございまして、「独立行政法人の評価に関する指針」でございます。我々も含めた独立行政法人に対する各大臣の評価の基本方針を定めたものでございますが、それに基づき評価すべき点もあるというふうに考えております。

印字されているページ、6ページ目の上段、Ⅱの3の(1)の⑤でございます。上から7行目ぐらいですね。記載しておりますように、⑤としまして、「外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。」とされております。

外部要因としましては、先ほども永井補佐からも紹介ありましたように、令和2年度のウッドショック、令和3年のコロナ禍、それに伴うゼロゼロ融資によって林業信用保証は多大な影響が継続している状況にございます。保証引受審査や代弁済等の業務、それに対する助言とか必要な事業者への支援を行いつつもですが、追加的な取組を行いまして、それが自主的な努力に相当するものとして、この点からも評価していただきたいと考えております。

自主的な努力なんですけれども、これは、新たな融資機関との関係構築や普及手法の更なる工夫など、定量的な数値としては、残念ながら、令和5年度の目標度の達成に結び付くことできなかったんですけれども、今後の制度普及につながる大きな成果を得ることができたというふうに認識しております。質量ともに業務改善の取組として、定量的評価を補完するだけの取組にとどまるものではなくて、定性的な取組も加味していただき、総合的に判断して、A評価に相当するものということでさせていただきました。

続きまして、漁業の評価で異なる項目について、鹿田理事より説明させていただきます。

○鹿田理事 鹿田です。

漁業の評価が異なる点なんですけれども、評価書の案の52ページの項目になります。保険料率の引下げを行ったことに対する評価についてでございます。これまでも御説明していますので繰り返しになりますけれども、改めて補足説明させていただきます。

今回料率の引下げを行いました漁業近代化資金につきましては、料率区分が「20トン以上」と「その他」の二つございます。このうち「20トン以上」の区分につきましては、直近10年の代位弁済の実績がないということで、毎年保険料率水準の点検に用います理論値保険料率が平成4年度以降算出できないという状況になっているということがございます。

この点につきまして、令和5年度に検討を行いまして、「20トン以上」及び「その他」の二

つの料率区分を統合したデータから算出されます理論値保険料率、これを20トン以上の理論値の代替値としまして、令和3年度以前の理論値が算出可能な期間の値とあわせて保険料率水準の点検に用いるという新しい考え方を採用することにいたしました。その上で各資金の保険料率水準の点検を実施しましたところ、近代化資金の二つの料率区分につきまして、理論値保険料率、代替値を含む保険料理論値でございますけれども、これが低下傾向にありまして、かつ、その当時の保険料率、設定料率を下回って推移しているということが確認されました。このため、この料率の引下げを検討するということといたしまして、保険制度の持続的かつ安定的な運営といった観点も含めて検討しました結果、この二つの料率区分につきまして、従前の算定方法による理論値保険料率が算出できており、かつ引受件数が多いということで、算出された数値の安定性も高いと考えられます「その他」の料率区分の理論値保険料率をこの二つの料率区分に適用するということとしまして、直近3年の平均値をそれぞれの料率区分の設定料率として採用したということでございます。

また、この引下げの適用に当たりましては、業界の強い要望も考慮しまして、主務省との協議ですとか基金の業務運営委員会での審議など必要な手続を迅速に進めまして、令和5年度中に全ての所要の手続を完了いたしております。これによりまして、当初の予定から6か月ほど前倒しをしまして、令和6年、今年度の4月1日から、この新たな料率を適用するということのできたということでございます。

自己評価に当たりましては、この料率水準の点検に代替の理論値保険料率を用いるというような方法を採用したという工夫、それと、料率改正の手続を迅速に行いまして、年度内に全て了したという努力を考慮して、A評価としたところでございます。

以上でございます。

○平山総括理事 では、私の方から、最後に総務部門につきまして、2点御紹介したいと思っております。

評価書案の印字されたページ、72ページを御覧ください。

項目の番号で申し上げますと、第2-3、「デジタル化の推進」というところでございます。

これは、先ほど永井補佐から御紹介ございましたけれども、我々基金の評価としては、自己評価はAと。ただ、主務大臣の評価はBということで、評価が分かれているものということでございます。

主務大臣の評価がなぜBになったかという理由は、一番右にございますけれども、中期目標

及び中期計画に基づく取組——具体的には年度計画ということではございますけれども——を的確に実施していることからBであると。要するに、計画どおりやっているからBだということとございましたけれども、その同じ72ページの左から3列目、年度計画のところを御覧いただきますと、3の（2）のアというところで、これも先ほど永井補佐から御紹介ありましたけれども、「PMOを設置するとともに、必要な体制を整備する。」ということございました。

まず、そもそもこういう計画を立てたというところは、背景として、これは皆様御案内かと思いますがけれども、近年、いわゆる情報セキュリティの対策とか、あとはクラウド化とか、そういうところを含めたDX化とかということで、基金では、ずっと昔からシステムを使っておりますけれども、やはり今の時代に合ったものに見直す必要があるということで、基金の中にPMO、これはポートフォリオ・マネジメント・オフィスということで、その基金全体の管理をする組織ということと、あと別にPJMO、プロジェクト・マネジメント・オフィスということで、これは正にプロジェクトを推進する組織ということで、具体的には、企画推進課が前者のPMOで、IT活用課という課がありますが、そこが推進役ということでPJMOにしたということとございます。これは5年度の当初ということだったのですが、実際に取組を進めている上で、正にクラウド化というのは最先端のものでございますので、年度途中で専門性を有する外部業者、我々はPJMOを支援する業者ということでPJMO支援業者というふうに言っておりますけれども、その調達を決めまして、年度内にPJMO支援業者を調達できたということとございまして、我々の組織内にはPMO、PJMOができたのですが、それを支援する外部の専門家を加えて、万全の体制を整備したということとございまして、そのPJMO支援業者を調達するということはこの計画以上のものということですので、Aとしたということとございます。

補足いたしますと、このPJMO支援業者には非常に頑張っていただきまして、例えば、クラウド移行にあたり、まず、クラウドとは何だろうかというところからいろいろ勉強会させていただいて、その上で、では、基金として将来的にクラウドに移行するためにどうしたらいいかということも方向性がとりまとまるなど、やはりPJMO支援業者を新たに調達したことによって、かなり基金の取組は進んだということがありますので、評価としてはAとしていただきたいと思います。それが、まず1点目。

もう1点目が、同じ資料の75ページ目でございます。

項目の番号といたしましては、第2-4、「調達方式の適正化」ということとございます。

これにつきましても、我々の評価としてはAということだったのですが、主務大臣の評価はBと。その理由も、75ページの一番右の欄にございますけれども、中期目標及び中期計画に基づく取組、具体的には、年度計画を的確に実施しているのでBであると。正に計画に沿った対応なのでBということでございます。

ただ、この資料にも書いてございますけれども、我々基金といたしましては、1者応札・1者応募の改善、複数の応札に向けた取組というのは大事だということでございまして、工夫を凝らして取組を強化しているということでございます。

その効果でございますけれども、令和3年度において初めて1者応札・1者応募がゼロということになりまして、その後、令和5年度にかけて、3年度、4年度、5年度、3年間ゼロが続いているということございました。5年度におきましても3点ほど、例えば、入札公告用の仕様書の作成をいろいろな業者にお聞きした上で、業者の方が作りやすいような仕様書にするとか、あと、なるべく時間的余裕を持つようにスケジュール管理するとか、あと、資料作成の負担を減らすとかという工夫をして、3年連続して1者応札・1者応募がゼロということになったわけでございます。

これも更に補足ですけれども、農林水産省所管の独法、公表されている数字を見させていただきますと、ほかの法人については、1者応札・1者応募というのはゼロではないということだったようで、我々信用基金のみがゼロだったということでございます。やはり、1者応札を防ぐということ、複数の応札を確保するということは非常に困難度が高いということと、3年もそれを続けているということで、我々の改善の取組ということで、是非、この点も計画以上の取組ということで評価をしていただきたいと思いますと思っております。

信用基金の補足は以上でございます。

○永井課長補佐 説明ありがとうございました。

それでは、ちょっとここで一旦休憩の方を10分程度取らせていただきたいと思います。それでは、再開は14時からにしたいと思いますので、10分ほど休憩させていただきます。

午後1時51分 休憩

午後2時01分 再開

○永井課長補佐 すみません、それでは、ただいまから再開いたします。

ウェブを併用しておりますので、この会場の方が御発言される場合、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

ウェブで参加されている皆様につきましては、発言される場合、挙手の方をお願いできればと思います。

それでは、委員の先生方の方から御意見や御質問を頂きたいと思います。御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○田中委員 海洋大の田中です。口火を切るということで。

まず、主に意見の違うところから最初片付けようと思うんですけれども、その後で何かもっと改善というか、意見があったら後で言いますけれども。

まず最初に、一番最後の75ページの1者応札の件なんですけれども、これ、1者応札がゼロが続いているだけじゃなくて、あれも下がっているんですよね、随契の割合。私が言いたいの、1者応札ゼロって、これ以上上げられない。ゼロ以上……

○松本考査役 ゼロ以外はないんで……

○田中委員 これ以上上げられないのに……

○松本考査役 ゼロがベストだと思うんですよね。確かに……

○田中委員 これ以上やれというのは無理なわけで、それで点数は下がるとなるともう、ちょっとそこは何となく理不尽のような気がするわけだよね、そういう評価って。だから、このまんまでいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうかね。

○松本考査役 ありがとうございます。信用基金の松本でございます。

ちょっと補足させていただきますと、先ほど主務大臣の方で、要は調達等合理化計画の中に書かれていることをやっていたんだろうとおっしゃられたんですけれども、これ、毎年毎年策定するものなのですね。5年度におきましては、1者応募・1者応札の取組のところに①から⑥というのがございまして、そこは継続的に過去からやってきたものなんです。それプラス、アとイというものを下に、4年度の結果を振り返って、先ほど平山総括理事の方からの説明あったと思うんですけれども、3点、新たにもっと徹底的に取り組んでいきたいと思いますということで、職員の皆様方が本当に頑張ってやっているんですね。

本来、2案件、1者のものがあつたんです。ただ、それでも私どもは複数者を確保しようということで、再公告まで行って複数者を確保して取り組んだ。その結果がゼロということだと思うんですね。ゼロということは本当に大きな評価だと思うんです。そこを私どもAとさせていただいた所存でございます。

○永井課長補佐 よろしいでしょうか。

もともと1者応札がゼロという取組自体、目標そのものがすごく高い目標だとは思っておりますが、私どもとしましては、その目標自体が高いんで、そのBという評価自体は、別に評価が下がるというよりかは、ここに書いてある計画の内容をちゃんと実施したということで、それを上回るかどうかというところがAなんで。何か我々の方が評価を下げたということをすごく強調されていますけれども、Bというのは立派に取り組んでいただいたということの評価なので、Bがスタンダードだと思っていただきたいと思います。ですので、年度計画に1者応札の取組というのを掲げているのは、もうそれはそれですごく法人としては、ほかにそういった取組をされているところはないということでしたんで、すごく高い意識を持って法人として取り組んでいただいているってことは我々としても思っています、飽くまでも年度計画に書かれていることを上回るかどうかで評価するというのがこの独立行政法人の評価制度の基準ですので、その基準に即して評価をするというのが我々の役目ですので、そこから外れるというのがなかなか難しいというのが主務省としての考えでございます。

お願いします。

○田中委員 これ、難しいんだけど、そうすると、法人側は、じゃ評価できないんなら目標下げて出そうかって話にもなるわけだよ。これ以上上げられない、高い目標がないわけだから。その辺、どういうことをするかという。

○永井課長補佐 そうですね、そういうこともあると思うんですけども、この取組、一番最初にやられたときはAにしていますし、2回目のときもAにしています。

ただ、今回につきましては、いろいろ書いていただいているんですけども、先ほど御説明がありました、資料を作成するのに負担を下げるとか、あとはスケジュールに余裕を持った取組をするとか、そういった取組をされてはいるんですけども、その取組というのが追加的な取組として記載されておりますので、そのことについて目標を上回るとまで言えるのかというところで判断した結果、目標どおり十分立派にやっけていただいているってことでBというふうに考えているってことなんですけれども。

別に調達、1者応札、1者というのがゼロというの、これ以上評価しようがないじゃないかとおっしゃるのも、そういう考えも法人としてあるのは理解しますが、もともと高い目標を掲げて、その目標に対して上回っているかどうかというところで判断しているということでございます。

お願いします。

○高田委員

印字76ページの（２）に「調達に係る推進体制の整備」と書いていますけれども、この整備というのは、何か組織というか、常設の何か仕組みを作られたということでしょうか。

○松本考査役 総務課、松本でございます。

新たに作ったというわけではございません。これは、先ほど申し上げましたとおり、調達等合理化計画において、こういうものは定めなさいよとなっている項目でございまして、そこに沿ったもので作っております。

ただ、何か見直しが必要な場合は当然見直さなきゃいけないんですけれども、今改めて見直す必要もございませんので、このままずっと継続的な体制を取っている状態でございます。

○高田委員 ありがとうございます。

そうすると、Bで立派な評価であって、私も立派なことだと思いますけれども、新たに何かを更に推進するような仕組みを作り上げたとか、そういうことではないんですね。効率化するとか、今の1者応札を防止するような仕組みを更に効率化したとか、そういうことではないわけですね。

○松本考査役 松本でございます。

新たなところ、取組だということは、1者応札・1者応募の取組の事項というところがございまして。その場で、4年度に行った検証結果を踏まえて5年度のものを、これ作成したんですね。なので、推進の整備の方とかは触ってございません。触ってあるのは飽くまでも1者応札・1者応募の取組をどうやっていくか、どうやって更に強化していくか、徹底していくかということを深掘りしたものを掲げさせてもらって、それを5年度に徹底させていただいたという所存でございます。

○高田委員 ありがとうございます。

私の懸念事項は、仕組みを作るのは、ある意味ではできるんですね。でも、それが、業務の負担を更に増やすようなものになってしまうと、事務の効率化という観点から逆行してしまう。ですから、仕組みを見直すときには常にもっと効率化できないかという視点が欲しいと思いました。

すみません、単なるコメントに終わってしまいますが。

○松本考査役 ありがとうございます。

○永井課長補佐 それでは、佐藤先生と黒田先生、手を挙げていらっしゃいますので、佐藤先

生の方から御発言をお願いできますでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

今議論されている件で、事前説明のときにも申し上げたんですけれども、同じですね。1者応札・1者応募がゼロということが非常に高い水準であるのに、B評価というふうになることへの違和感なんですけれども、お話を聞いていると、この目標自体はどなたがどういう基準で設定されたんですかね。

それが1点と、もう一つ、これ、1者応札をゼロにしなかったとしたらC評価になるんですか。

この2点についてお伺いしたいです。

○永井課長補佐 金融調整課、永井と言います。

この目標自体、どのように誰が定めているのかということで御質問かと思いますが、目標そのものは主務省で定めておりますが、当然、この目標を定めるに際しましては、法人である信用基金さんとも十分話をしながら目標を定めているということになります。

○佐藤委員 それで、これはすごく達成するのに高過ぎる目標だという話にはならなかったんでしょうかっていうことと、達成できなかったとき、1者応札ゼロじゃなくて、それが生じてきてしまった場合、この評価はCになるんですか。この項目に対する評価はCになるんですか。

○永井課長補佐 金融調整課、永井です。

目標そのものには調達合理化計画に基づいて競争入札を推進するということが書かれておりまして、仮にその内容が1者応札がゼロにならなかったからといって、即Cになるという判断にはならないんじゃないかと思います。それは計画の実施状況を踏まえて判断するということになるかと思います。Cというのは、定性的取組でいうと、目標に対して十分実施されていないという評価になってしまいますんで、それ一つをもって、できていないから即Cだということにはならないと思っています。

○佐藤委員 もう一つ、評価者の方にお伺いしたいんですけれども、前回までこれA評価で来ていたものをB評価に下げるというのは、単年度評価なので前年度と一切比較するものではないと、それから、他の省、他の独立行政法人とも比較対照するものではないというふうに説明されても、やっぱり受け取る側としては、A評価からB評価に下がったっていうことのインパクトって結構大きいと思うんですね。この1者応札をとにかくなくすんだということ、すごく御苦労されてなさっていると思うんですけれども、そのこと、その努力に対して、これまでの

ようなエネルギーを注げなくなるというドライブをかけると思うんですよ。そのことについては別に構わないというふうに御判断されているんでしょうか。

○永井課長補佐 金融調整課、永井です。

今、先生におっしゃっていただいたこと、事前レクのときにもお話しいただいたんで、非常に重要なことかと思っております。評価される立場のモチベーションが下がらないようにするっていうのも、すごく評価する立場として重要なことだとは認識しております。

今回の件について、その最初るとき、過去2回A評価していて、なぜ今回がBに下げたのかということかと思えますけれども、最初のA評価にしたというのは、従前行われていない取組を新たに行ったということが一つ大きい要因かと思えます。2回目につきましては、それを着実に実行段階、継続しているというのもあると思いますが、今回3回目につきましては、先ほど信用基金の方からも御説明がありましたけれども、この目標そのものの中にそれが入っているということと、あと、実際に何をされたんですかっていうことは、この評価書を見るだけではなくて、実際にヒアリングの場、法人の間ともヒアリングなどもさせていただいて内容を聞いたりもしていますけれども、実際に行っている、先ほど説明のあった仕様書の見直しですとか、スケジュールの余裕を見たスケジュール管理ですとか、あとは業者の負担をできるだけ減らすっていう、その取組というところも踏まえると、目標を大きく上回るっていう成果とまでは言えないんじゃないかというふうに考えて、Bということにしました。

そのモチベーションが下がらないようにというのはあるんですけれども、同じことを繰り返しているっていう、ある程度軌道に乗っているものをそこで続けていくっていうことも、どこかで目標を大きく上回るという評価を続けるということにはなかなか難しいという判断も時にはあると思いますので、こういったBということに今回させていただいたということであります。

○佐藤委員 私、やっぱりそのときに、ほかの独立行政法人でこういうことを達成なかなかできないというところがすごく重視されるんじゃないかと思っていて、一旦、農林漁業信用基金さんの方では3年間達成されたということなんですけれども、それが軌道に乗ってきたということでも一面ではあると思うんですけれども、その達成のためにまだまだすごく高いエネルギーを払い続けていらっしゃるんじゃないかというふうに予想していて、だからこそA評価で上げてこられたんだと思うんですけれども、その点を十分に本当に検討されているのかなというふうに懸念しまして、ただ単に、この目標に対してどれだけ達成しているかというので点数

を付けるだけなんだということであれば、それは評価ではないですよ。評価者には評価者の責任があると思うので、この仕組みの中で、こういう制度でこういうふうな評価をするからBなんだっていう説明は、それだけで説得的だというふうには私には思えないです。

以上です。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

それでは、黒田先生の方も挙手されていますので、御発言の方をよろしくお願いします。

○黒田委員 黒田です。

私もちょっとこれまでの御質問と結構重なっている部分もあるんですけども、特に森林・林業関係のところで具体的に、待ってください、24ページですね。

困難度が高いというところでも指摘されていたと思う。説明されたと思うんですけども、これ、やっぱり定量的なものと定性的なものがあって、特に定量的な部分というのが、保証引受額を幾らっていう目標値がありますよね。それが63億に達しなかった、57億だったので達成率87%ということで、これは定量的には達成できなかったって評価になってしまっているんじゃないかと思うんです。主務大臣の方の評価もそれが記載されていますね。

その一方で、定性的な取組はいろいろあって、とにかく多くの、数多くの取組をされていると。それはそれで評価されているのですけれども、やっぱりこれ、自己評価はA、これは標準以上達成できたに対してし、主務大臣はB、普通だったということになっていると。

これ、もう本当に素人考えかもしれないんですけども、たくさん融資する方がいいんですかって、そんな単純なものなんでしょうか。というのが、私、やっぱり林業関係の倒産件数が非常に多いというのがずっと続いている状況からも、ここが本当に定量的な評価の数値として妥当なんだろうかというところはずっと疑問に思っています。これまでも多分、委員会のときにはこういうこと申し上げたと思うんですけども、この数字というのが一体何を根拠にしているかというのがやっぱり分らないです。そこのところが、やっぱり無理やり評価に入れているのか、それとも、ここが絶対必要かというところの根拠を説明しておく必要があると思うんです。これは委員だけが説明を受けて分かればいいというわけではないので。これが1点あります。

もう一つは、やっぱりAとBのいろいろ違いがあって、自己評価AでBであるという件数がかなりある。もう一つは、そこで言いたいのは、Aというのはかなり達成目標よりも高い成果上げられたということなので、それがAであるというのに、やはり主務大臣がBと落とした理

由というのはむしろ分かりにくかったりします。

その一方で、Aの数が多いので、これ、達成できたBというのは、頑張ったんだからBで、達成できたというのでBが標準であれば、自己評価Aばかりというのもちょっとまた不思議な感じを受けます。それも前にも申し上げたと思います。それが2点目です。

最後に、これ、ちょっとまとめて申し上げていいのかなんですけれども、同じように評価方法のことなので。39ページ、ちょっと例で見ていただければと思いますが、これ、自己評価に関しては、大抵の項目は物すごく詳しくしっかり書かれているんですけれども、39ページに関しては5行ぐらいで、ちょろっとしか書いていないんですね。取組を着実に実施したらBって、もう終わりなんです。ここはこれでいいのでしょうか。達成できた理由だとかいろいろここには、できたからオーケーというのでは、ちょっと非常にここは曖昧な、きちんと自己評価をされたのかなと比較してしまいたくなるころがありました。これ、求償権の回収の取組なので、非常に重要な部分だと思うんですけれども、こういうふうにはほかと書き込みとか違うということに関しては、委員としては必要な情報を得られていないのかなというふうな、そういう疑問が出ました。

ということで、ちょっとまとめてすみませんが、3点、説明ですとか、ちょっと見解をお伺いできればと思います。

以上です。

○永井課長補佐 金融調整課、永井です。ありがとうございます。

確認しますと、質問1点目は、林業の信用保証の保証引受けの推進の66億という目標はどういう考えで設定されたのかということによろしいでしょうか。

○黒田委員 どういう考えでというよりも、そういう、ある意味その数字が、達成した数字が多ければというか、融資が少ないと駄目っていう評価軸なんですかということですね。

○永井課長補佐 当然保証は融資についてくるものなんで、融資が少なければ駄目になっちゃうというような性質のものに目標を付けるということがどうなのかっていうこと、そのような質問の趣旨でということでしょうか。

○黒田委員 そうですね。何かちょっともしかしたらニュアンス違っているかもですけれども、ともかくこの最終年度値という数字、63億、これに達成しなかったということがむしろネガティブな評価になっているわけですね。

○永井課長補佐 はい。

○黒田委員 85%の達成率だ、87%達成と。それは本当にネガティブなんですかということなんです。妥当な数字だったらそれでいいわけで、何もその66億にする必要があるんでしょうかと、そこをまずお聞きしたい。そういう数字の設定である場合に、その根拠を聞きたいという意味です。

○永井課長補佐 先生のおっしゃるニュアンスどおりに、ニュアンスを的確に捉えられているかどうか、ちょっとあれですけれども、まず、定量的目標を設定した趣旨といいますか、そういったことなのかと思いますが、この目標については、前期の中期目標の最終年度の数値と比べて5%以上増加するというのが66億ということになっているんですけれども、何でこういう定量的な指標を設けたのかということになるかと。

まずそこからだと思うんですけれども、これは、本来ですとこういう定量的目標ない。今までなかったわけなんですけれども、これは、当然、信用基金の方々も、その職員の皆さんも、自分自身がどういうふうな、これからどんどん林業者というのも減っていく中で、林業というものをもっと盛り上げていくためには、その手段の一つとしては融資と保証というものがありますし、その保証というのを担っているのが信用基金さんなんで、その中で目に見える形で、自分たちの取組がこういうふうに関与しているっていうことも実感するっていうのも、こうした定量的目標を定めるっていう意義の一つとしてあると思うんですね。

当然、保証なんで融資がなければ伸びないというのもありますので、なので、信用基金さんの方はいろいろ融資機関への働きかけなども含めて取り組んでいただいたということで、その意味では、保証の面から融資をもうどんどん働きかけて伸ばしていくっていう、そういう動きにつながったっていうことでいえば、こういった定量的目標を定めるっていうのも一つ意義があるというふうなことなのではないかというふうに考えております。

○黒田委員 そこがやっぱり納得できないんですよ。

林業関係は不振で、融資を受けても返せない人たちが多かったの、これまで何年もそういう結果だったというお答えしていて、決して状況は良くなっていないと。ということは、融資して頑張れる、立ち直れる場合と、融資しても融資してももう無理なのに、ただお金だけを借りていくという、よくコロナのときに別の業種もありましたけれども、そういう状況がやっぱり世の中、この業界には特にあるので、ここ、定量でできるか。

定性ということになると、今度少しサポートすれば活力を取り戻せる人にはきっちり融資をしていこうということになると思うんですけれども、そこがこういう何億って数字で目標にな

ってしまうと、事情というのは、それはもう中で説明はもちろんされていると思うんですけれども、ちょっと無理かなと思ってもやっぱり融資しちゃうというか、そちらの方にちょっと甘くなってしまうのではないかと、外から見ているとそんな印象を受けるんですね、その何億という目標があるがために。ここが、もう少し幅を持たせるか、できるだけこれぐらいの桁の融資に向かいたいというような言葉であればまだいいんですけれども。

しかも、保証、自己評価にしても、主務大臣の評価にしても、達成の何%ということが具体的に挙げられているので、これだと本当に、あともう一、二割頑張ればよかったみたいなことになりますよね、この文章を読んでしまうと、自己評価も大臣の方も。それよりも、この数字よりも、何をどう努力されたかって定量的な方が多分ここは重要なのかなと。そこの違和感はやっぱりあります。

ここは林業に特有なのか、農業の関係だとそんな心配はないのかというのは、ちょっとそこはもしかしたら分野による違いはあるかもしれないとは思いますが。

以上です。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

まず、先生、大変参考になる意見というか、あれなんですけれども、本日の評価、この評価委員で、評価の趣旨なんですけれども、今回は目標設定について議論するというよりか、今回のこの評価について、法人の方の評価と、あと主務大臣の方の評価について、どういうふうに考えるかということですので。目標設定の在り方みたいなお話になってしまいますと非常に、そもそもどうだったのかということになってしまっていて大変、ちょっとそこまで今すぐに先生にはお答えできるというのは難しい面がございますので、そこについては御了承いただきたいと思っておりますけれども。

○黒田委員 ちょっと待ってください。そういうことを言いたいんじゃないですよ。これまでも私、この数値目標って、特に林業に関しては貸し過ぎが問題じゃないかとかという話は、これまでもしてきたと思うんですよね。

○永井課長補佐 はい。

○黒田委員 その中で、今回の数字もやっぱり前期のプラス5という、基本一律なことをされているということとかで、これでは正しい評価がやっぱり無理だったかもというところの疑問です。もうこれ先に設定されているので、去年のこれまでの計画どおりに評価されたのは分かるんです。分かるんですけれども、これではやっぱり正當に評価されているんですかという疑

問なんですね。ですから、今答えを下さいと言っているのではなくて、正当に評価できているとおっしゃっているのに対して、委員としては正当かどうかにはちょっと違和感があるという、そういう意見だったというふうに捉えてもらえればと思います。

ですから、今後どうするかということに、検討にちょっと入れていただければということかなと。

○永井課長補佐 はい、承知しました。ありがとうございます。

○黒田委員 そう捉えてください。

○永井課長補佐 失礼しました。

金融調整課、永井ですが、私の方からちょっと1点申し上げたいのは、これ、繰り返しのなっていて恐縮なんですけれども、我々としましても、評価の方がこの数値、一応定量目標なので数値で判断せざるを得ないところはあるんですけれども、冒頭申し上げましたように、非常に難しい項目だということは承知しているからこそ、困難度高という項目を付けさせていただいています。この困難度高という項目が付くことによって、仮に数値目標を達成していなくても一段階引き上げることが可能なような仕組みになっております。ですので、そうした難しい状況だということも踏まえて、困難度高という項目を設定して一段階引き上げることができるという仕組みを入れていますので、数値の目標が達成されていなかったから即駄目だよ、C評価だよというふうにはならないように、そこは留意しているということは申し添えておきたいと思います。

○黒田委員 はい、それは十分理解しています。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

○黒田委員 その上です。

○永井課長補佐 その上ということですね。

○黒田委員 はい。たくさん貸す方が丸みしたいな、そんな論理にならないようにという意味です。

○永井課長補佐 はい。ありがとうございます。

それでは、佐藤先生、挙手されていますので、発言の方をお願いいたします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

これも事前検討会のときに申し上げたんですけれども……

○永井課長補佐 すみません。佐藤先生、申し訳ありません。信用基金の方からちょっと発言

をされたいということですので、お願いします。

○佐藤委員 分かりました。

○佐伯総括理事 すみません、恐縮でございます。信用基金の総括理事、佐伯でございます。

黒田委員から御指摘がございました39ページの求償権の回収の取組の実施に関する自己評価の記載内容について、ほかと比べましてちょっと少ないということについて御意見を頂いたところなんですが、自己評価に書いてございますように、「求償権回収の取組を着実に実施した」ということをまず書いた上で、その内容については、隣の列の業務実績に、着実に実施した内容を詳細に記載させていただいております。サービスによる回収に当たっては打合せを、例えば（３）にございますように、綿密に行ったりとか、またあと（４）に記載していますように、弁済が滞っている先に対する働きかけ、また、それを踏まえた上での業務運営の検証委員会によって検証を行って、その上で、最終的には業務運営委員会において、その意見の内容について報告させていただいて意見交換を行ったというふうな立て付けになっておりまして、自己評価について記載内容が、やはり見た感じでは少ないという印象を持たれるかもしれませんが、その内実としまして、その取組を着実に行って、業務の実績に書いていますように、我々としてもその取組を推進したということを御理解いただければと思います。

以上です。

○黒田委員 ほかの欄も同じように書かれているんですけども、やっぱり、それを取りまとめて評価、どこの評価を自的にやったかということは、ここ、左の欄をまとめているのが大体ほかの項目の書きぶりなんですよね。ここのこの項目だけすごく、そののところがかいつまんだ要約も入っていなかったんで、そこがもうちょっと読んだ人が分かりやすいように、もう少し具体的に左の欄をかいつまんで書かれていたらなという、そういうふうな気持ちで申し上げましたので、よろしくお願いします。

○佐伯総括理事 はい。御指摘ありがとうございました。

○永井課長補佐 それでは、佐藤先生、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

先ほどの林業信用保証業務の融資機関等に対する普及推進の取組のところ、林業だけがこんな貸出しが、そんなにできるような状況ではない、農業はどうなんだろうかということだったので、農業も当然同じです。

私、事前検討会のときに申し上げたのは、これの目標、例えば前提として、じゃ、この達成

について、どこまでが信用基金さんの責任だったり努力だったり、影響が及ぶ範囲内なんだろうかということを、切り分けてでないと評価ってできないんじゃないでしょうかという問題提起をさせていただきました。

黒田先生の御意見でなるほどと思わされたんですけれども、逆に達成できたからいいっていうことではないんじゃないかっていうことは、何か私が事前検討会るときで申し上げていたよりももう一步踏み込んだ評価の在り方に対する御意見だと思うので、そこは何か今後は考えられるべきなのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○永井課長補佐　ありがとうございます。

○千年委員　よろしいでしょうか。

○永井課長補佐　千年先生、お願いします。

○千年委員　評価につきましてはいろんな見方がありますから、私としては、今回、主務大臣からの評価についていかがかという御意見もございますが、個人的にはそういった評価もあり得ると思っております。というのは、一応資料3とか資料5を見ても、評価の基準にのっとれば、主務大臣の評価は仕方ないというか、強くAというほどの根拠が記載されていないという印象を受けています。

例えば、一番目の佐伯総括理事から御説明いただいた25ページについてでございますけれども、確かにいろいろ工夫なされて、取り組みの努力は分かります。ただし、課長補佐からの補足のご説明でもありましたけれども、次の制度等につながるというようなものではない、ですから、効果の面ではいまいち分からない。基金さんからのご回答においても、来年度以降にそういういったことが出てくるかもしれないという期待含みのような御発言だったような気がします。

私としては、これはAでは駄目とは言っているわけではないのですけれども、強くBじゃなくてAと言えるだけの根拠は、文面から、あと、先ほどの補足説明からは受けなかったという印象でございます。やはり、数量的な目標がある以上、どうしてもそれに引っ張られてしまうというのはやむを得ない、その評価の在り方まで議論しちゃうと、ちょっと難しいところがあると思います。評価はアウトプットありきということを踏まえますと、くどいようですけれども、強くAという根拠がないような気がしました。

次の53ページ、鹿田理事からご説明があった点でございますけれども、先ほどは引き下げたということでしたが、実際には、記載の指標のデータの方では引き下げていないと思います。

そうすると、今年度から適用して引き下げたという理解でよろしいのでしょうか。

○鹿田理事 本年の4月1日から適用ということです。

○千年委員 としますと、来年度の部会ではその適用の成果をもって多分、強くA評価と言えることになるのではと思います。ですから、実績としては、昨年度で引き下げ決定し、適用による成果は今年度からということになると思います。このため、昨年度は、アウトカムとして、その成果が出てこないということだと思うのですけれども、評価において、その点をどう見るかということだと思います。

次の三つ目。実は今の二つは、評価においては、ちょっと個人的にはささいな点で、実際、業務に携わっている方々はやっぱりA評価にしてほしいという強い思いがあるかもしれませんが、中項目の方では、失礼な言い方ですけれども、その業務自体においては林業も漁業もA評価ということで、正直、それでいいんじゃないかって気もしています。問題は次の平山総括理事からご説明があった方、これは全体でB評価、デジタル化と調達方針がAだったらA評価になるかもしれないということで、評価においては相対的に重要な気が個人的にはしています。ちょっと本質的じゃない議論かもしれませんが。

先ほどの調達方式の適正化に関するご議論において、確かに皆さんの御意見を聞くとそうとも思うのですけれども、ちょっと先ほど高田委員の話を聞いて思ったんですが、書きぶりが、例えば業務の軽減をしたとか留意したとかではなくて、実際にインプットを少なくして合理化を達成し、結果も、ちゃんと1社入札はゼロにしたみたいな、成果だけの記載ではなくて、工夫して合理化したということ、文書では一部、示唆されるのですけれども、そこを意識して記載されれば、説得力も増し、A評価でよいということになったのではと個人的には思いました。

最後に、評価全体についてですが、私は本部会に結構長く入っていますが、これまで評価基準は一定ではなく、当初はAが多くて、その後、Bが基準になって、なかなかAが出ないという時期もあったと記憶しています。その後、定性的なものも入れようということで、今回も入れていただいたってということもありますが、重要度と困難度により、めり張りを付けた評価になって、問題は残るにせよ、以前に比べると改善されているという印象を受けています。

以上になります。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

ほかに御意見。

高田先生、お願いします。

○高田委員 今実際に見ているページは24ページなんですけれども、計画値のときには外部環境としてのゼロゼロ融資みたいな逆風はなかったと思います。なかった、そんなことは想定外だったと思います。そうであるとする、87%って相当努力しているのかな。林業者、従事者も減っていますし、さらに、ゼロゼロ融資で何のリスクも負わないで借りられるんだったら、こんないいことないわけですから、ゼロになっても不思議はないんですよ。それを87%まで維持できたというのは相当な努力だと思います。

ただ、それが定量化できるかというと、定量化はできない。

でも、困難度は、相当に高い。となると、定性的に、その努力をどうやって評価するかですね。当初想定した基準値に対して87%。ゼロゼロ融資という強い逆風を、もっと強調して、自己評価に記載していただければ、私たちにも強く伝わったんじゃないかなと思います。

ちなみに、私は個人的には、情緒的にはAがいいのではないかなと思います。理由は、ゼロゼロ融資という逆風が、想定外に強いなかで、信用基金さんは、十二分に健闘していると心証が得られたからです。

以上です。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

金融調整課、永井ですが、補足させていただくと、計画を作った段階は、令和4年度にこの計画を作っております。ゼロゼロ融資については、その時点では恐らくもう既にあったと思います。コロナウイルスが令和2年に発生して、3年、4年ということで、そのときから私もその関係、農業の方で携わっていましたが、その時点ではもう既にありましたし。なので、困難度が高いというのも、そういったコロナの影響による引受けが一旦延びて、その返済が始まるので、なかなかその中で推進していくのは難しいということで、こういった困難度というものを付けさせていただいています。

○高田委員

ありがとうございます。この計画値を作るときに、ゼロゼロ融資等の外部環境要因についてきちんと配慮されておられることは、理解しました。それを前提として、この計画値は、このゼロゼロ融資がなかりせばの数値に対して、どの程度の「掛け目」を想定して作られた数字ということでしょうか。

○永井課長補佐 金融調整課、永井です。

すみません、そこまで細かいところはされていないんだと。すみません、ちょっと直接その

ときには携わっていませんが、恐らくゼロゼロ融資の実績がどのぐらいかとかというの、まだそのときには進行中でしたし、そういったことを踏まえてできたかというのはちょっと。恐らくそこまで精緻にはできていないんじゃないかと思います。

もし信用基金さんの方でお答えできれば、お願いします。

○佐伯総括理事 総括理事の佐伯でございます。

今、永井補佐から発言ありましたが、その当時、確かにコロナ、ゼロゼロ融資が始まったところなんですけれども、それ以降もその影響、非常に大きく続いたと。最終的にはコロナ借換えまで対象にしたということからすると、当時想定している以上のゼロゼロ融資、民間ゼロゼロ融資などの影響は続いているというふうには我々としては認識しております。

○高田委員

私の個人的な思いですが、来年度以降も未達、未達、未達みたいなことにならないかなんと思っています。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

この後どこまで影響、今の物価高騰ですとかそういった状況が続くかというのは、まだこの先読めないという状況があります。

ただ、一応この計画を、定量的目標を立てた。まだこの1期目ですので、この時点で、そういった外部要因が大きいからというようなことを踏まえるところまで、今判断していいのかというところはあると思います。当然想定されたからこそ、この困難度というのを付けておりますし、先生おっしゃるように、この後どこまで続くかというところはまだちょっと予断を許さない状況で、今の時点で、1期目の時点で、そういった判断で評価をしていいのかというのは、主務省としてはそこはちょっと、まだ1期目ということで、難しいんじゃないかというふうに考えています。

○佐伯総括理事 発言よろしいでしょうか。信用基金総括理事の佐伯でございます。

1期目ということなんですけれども、やはり今回、5年間の初年度ということに当たって、その目標を達成するために、初年度からある程度の考えのすり合わせというのを主務省と対応しなきゃいけないということで、私どもとしては、今回の評価に当たって、Aになるんじゃないかということの中で御説明申し上げたのが初年度として整理すべき点であり、ある程度この辺についてはすり合わせをしたいという考えの下で出させていただいております。そのために必要な追加的な取組を重ねて、私どもとしては、今後もこういうような取組を通じて、ま

た、コロナ禍の影響が脱するときに、それに結び付く取組を初年度からやらざるを得ないという状況の下で、大変努力させていただいたということを申し上げたいというふうに思います。

○永井課長補佐 すみません、金融調整課、永井ですが、まず、今の評価の基準というものを超えた評価をできるかというものがございます。

大変繰り返して申し訳ないんですけども、この独立行政法人農林漁業信用基金の評価基準につきましては、総務省の評価基準をベースに、それを超えるようなものは当然できないわけですから、その枠組みの中で作っております。総務省の評価基準を見ますと、困難度が付いているものは、先ほど言いましたように、本来定量的目標を達成できないものはC評価ということになっています。それを一段階引き上げるということはできるということになっています。ですんで、それを踏まえて信用基金の方の評価基準は作成してまして、数値の達成度合いが80%以上100%未満で、具体的な業務改善の取組が実施されているものはBというふうになるんで、そこに評価せざる得ない。

先ほど信用基金さんの方から、そこだけじゃなくて、この評価基準の4ページにございます定性評価の場合というところとか、あと、総務省の評価基準で外部要因みたいな話のところも踏まえた評価ができるんじゃないかっていうふうにおっしゃっていたんですけども、信用基金の評価基準の4ページを具体的に御覧いただければと思うんですが、こちらで定性評価の場合って書いてあるものがございます。この定性評価というのは、定性項目、定性評価項目のみの場合、この基準を使うという考えの下で作ってまして、定性評価項目につきましては、先ほどの3ページのところの、飽くまでもこの定性評価項目の基準に基づいて評価するということとしています。

ですんで、林業も、先ほどの推進のところにも定量項目のほかに定性、その他の評価指標として定性項目も入っておりますけれども、基準に当てはめて考えるなら、この3ページの方の基準のみを適用するしかないというのが基準を作った考えですし、総務省の評価基準とすり合わせてもそういうふうにはしか読めませんので、二段階引き上げるということは制度上できないことになっていますんで、なかなかちょっとそこは難しいというふうに考えています。

○佐藤委員 すみません。

○永井課長補佐 佐藤先生、お願いします。

○佐藤委員 そうであれば、やっぱり枠組みがフィットしないということは、総務省の方にフィードバックしていただく必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

○永井課長補佐 はい。

○佐藤委員 すみません、話題変えてもいいですか。

○永井課長補佐 はい、お願いします。

○佐藤委員 これは私、事前検討会のときに申し上げなかった点なんですけれども、デジタル化の推進。（５）業務運営の効率化、デジタル化の推進が信用基金の方ではＡ評価だったのに農水省の方でＢ評価になっていて、それから、（６）のその他の中期目標達成するために必要な事項の職員の人事に関する計画は、自己評価もＡ、それから監督者の評価もＡということで違いがないんですけれども、少し何か、これ、どうしてなのかなというふうに思っているところがあって、前回の事前説明会のお話では、今日の御説明でもそうだったと思うんですけれども、デジタル化の推進のところで特に評価ポイントになるんだというふうに基金が御説明されているのは、ＰＪＭＯ支援業者の調達だと思うんですけれども、職員の人事に関する計画の方も、何か人材コンサル業者に依頼して、人材管理システムを導入したということが何かポイントなのかなというふうに読んでいたんですけれども、ここで何か評価が変わるのは何でかなという点が一つ、１点ですね。

農水省の判断として評価が変わるのは何でかなというのが１点と、もう１点、この職員の人事に関する計画の方って、仕組みを何か作ったんだということは分かるんですけれども、余り取組の内容がイメージできなくて、とにかく何か評価システムを入れたみたいなのぐらいにしか私には伝わってこなかったんですけれども。この会議でも度々申し上げているように、評価ってすごく業務そのものに影響を与える大きな力を発揮するものなので、それが何か適正なのかどうかということがすごく問われると思うんですけれども、そこが何か余り伝わってこなかったんですね。

なので、そこは信用基金にもう少し補足説明を頂きたいかなというふうに思います。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

それでは、農水省金融調整課、永井ですけれども、デジタル化の推進と人事のところの、何で評価が違うのかという御質問の方から先にお答えさせていただきたいと思います。

まず、デジタル化の推進の方は主務大臣としてはＢとしていまして、人事の方については法人の方も主務大臣も両方Ａということになっているんですけれども、その人事の取組につきましては、先ほど御説明、冒頭御説明したんですけれども、単にそういう方針を作るだけじゃな

くて、実際にロードマップとかも作って、実行段階に移したというところまでいったということからAというふうにしております。

デジタル化の方につきましては、P J M O 業者、クラウド化を推進するためというのがあったんですけども、こちらにつきましては当然、信用基金自身で専門的なクラウド化の知識とかもないので、外部人員を登用するというのはあるとは思うんですけども、そうすると、法人そのものの取組というか、外部調達者のクラウド化の推進というところなので、じゃあ、そのヒアリングのときにも法人自身の取組というのとは何かされたんですかというのもお聞きしたところ、当然そういったクラウド化を進めるために関係内部の規定の改正ですとか、そういったものもやらなくちゃいけないということで、そういったことですか、あとは今後のクラウド化に向けた検討の計画を策定するとか、そういった方針を作るということが進んだというお話を聞いています。ですんで、その内容からすると、外部調達のP J M O 業者を調達したということではあるんですけども、計画を上回る成果まであったかということ、そこは言いにくいということでBとしました。

人事の方については、実際にロードマップなどを法人自身が作って、今後の取組をこういうふうに行っていくんだと、年度年度で、この年度にはこれをやる、この年度にはこれをやるというところまで、行く末を見据えて取り組んでいたということから、計画を上回るのではないかということでAということにさせていただいています。

○佐藤委員 そうすると、人事管理を、人材管理を何か明確化したと。今まで人材管理をしていなかったわけではないと思うので、その手法をマニュアル化したり明確化したりとかという、何かそういうことが評価されたというふうに理解していいですか。

○永井課長補佐 主務省の方としては、そういったことまで行っているってことで評価したということで考えています。

もし信用基金さんの方から補足説明があれば、お願いします。

○平山総括理事 信用基金の平山でございます。

先生からの御質問は、要は、この記述だと、事前説明のときもそうだったが、分かりにくいということだったと思いますので、補足して御説明申し上げたいと思います。

私、昨年10月に着任しましたので、年度の前半については、引継で説明を受けた、直接、携わっていない部分があるのですが、評価書の92ページを御覧いただきたいと思います。92ページの第4-2というところで人材の関係のところでございます。その中の右から3列目の

「業務実績」という欄を御覧いただきたいと思います。5年度の主要な業務実績というところで書いているのですが、その（２）、人材の確保・育成がAになる話につながるということで書いております。例えば、令和5年5月に人材の確保・育成に関する方針というのを作り、それまで特に、基金としてどういう人材が必要かとか、それをどう確保するかということとは、方針として固まっておりました。それを明文化して、これから基金はこの方針に沿って人材を育成したり、確保したりしていこうということを決めたところです。これは非常に新しい取組だったのですが、その後、方針の具体化をしていこうということで検討が進められたということなのですが、やはり、どうしても自分たちだけで考えると、本当にどういう人が要るのかみたいなことがなかなかわかりませんので、コンサルタントに入っていただきまして、外の目から基金を見ていただいて、基金の人事の在り方はどうなのかと、いろいろチェックをしていただきました。

それで、93ページのところの③というところで、人材の確保・育成に関する方針の具体的な取組を進めるために、まず、コンサル業者にいろいろ、個々の職員にもヒアリングをしていただいたり、職員だけではなく管理層にもヒアリングをしていただいたりして、基金とはどのような組織になっているかというのを見ていただきました。それに基づきまして、これから基金としてどういうふうに改善、見直しをすべきかということを、複数年にまたがるロードマップを作ってください、基金の人事の在り方を見直すということで取り組んでいくという。まず、その道筋ができたということでございます。今年度から具体的には進んでいるのですが、昨年度については、そういう外部の目を見ていただいて、基金とはこういうところだというものを見ていた上で、これから、例えば、今年度についてはこういうことから、例えば、評価のところから見直すとかということを御示唆いただいて、そのロードマップに沿って、今年度から改善、見直しを進めていくこととしております。ですので、5年度は、その方針ができた上で、その方針を具体化するための取組の方向性ができたということで、基金として非常に新しい取組ができたということでございます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○佐藤委員 御説明ありがとうございました。

何と言ったらいんですかね。目標を明確化したとか、そのプロセスを明確化したとか、取り組むべきプロセスですよね。だから、ロードマップということだと思うんですが、それを明確化したということは分かるんですが、その方向性とかっていうことは何か余り

問題にならないのかなというふうに思っ

て。大学も何か長年評価制度を入れて、もう最初の方、大混乱だったんですけれども。難しいですね。何と言ったらいいんですかね。例えば私、女性なので、男女で業績がきちんと評価、対等に評価されているのかとか、何を指すんだというところの方向性が何か伝わらないかなと思ったんですけれども、それは別にここでは目標にはならないし、それが評価の対象にはならないという理解でいいんですかね。何か評価しさえばいいということではないというのが大学の経験ですが。

○永井課長補佐　ありがとうございます。

なかなかちょっと人事のところは難しいと思いますが、先ほど信用基金の方からも説明していただいたような取組が実行されているってことで、こちらとしてはAというふうにしてもいいのかなというふうに考えたということでございます。

○佐藤委員　黒田先生。

○黒田委員　ちょっといいですか。よろしいですか。

○永井課長補佐　はい、どうぞ。

○黒田委員　今本当に佐藤先生がおっしゃったところ、私も大学にいたので、そういう混乱だとかいろいろ見てきていますけれども、ここに書かれているのは、そういう評価システムをどう設定しました、そこがきちんとできていますという評価なのかなと。そういう意味では本当に、Aというのはいろんな方式できちんと評価できるように作りましたということは読み取れるんですけれども。

これも本当に、また評価の方法の問題になるので、今回の議論の的ではないと言われてしまうかもですけれども、大変に難しいのは、これ、評価で、絶えずやっぱり改定というか、いい方向に考えていかないと、もう一律の数値を付けるということになりがちなのを見ているので、どうやって働いている方の能力とか貢献度とかいろんなそういう活躍度を見て、それをちゃんと——本当はこれ数字なのかもですけれども——客観的な評価に持っていくかと。その根本がやっぱり大事なんですよね。そうでないと、大学だとか論文数とかでやっちゃうわけですが、ここのところも多分、この業務ってチームワークとか、上司から部下へのいろんな伝達だとか、いろんな仕事の仕方があって、非常に難しいとは思いますが。もうこういうふうに形を整えるだけでなく、これは働いている側の人の意見も入れるべきかもしれないんですけれども、絶えず改善というか、いい方向に持っていくにはどうするかという観点の議論はし

てほしいなというふうに思いました。ですから、今回の評価がAでBでという話ではなくて、評価というものの在り方についての感想といいますか、そういうこととしてちょっと挙げておきたいと思います。

以上です。

○永井課長補佐　ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

高田先生、お願いします。

○高田委員　素人って言われそうなんですけれども、今の92ページ、自己評価・評定がAで、主務大臣による評定が、評価がAですけれども、これ、次期以降どうするんでしょう。つまり、著しい成果と見られるわけなんですけれども、今は。来年度同じことをしても。そういうのがちょっと気になりまして、そこについてのコメントを頂戴できれば有り難いです。

○永井課長補佐　金融調整課、永井です。

基本的には、同じことをし続けているということは、もしその年度計画そのものにこういうことをやりますって書いてあったとして、同じことをやりましたということであれば、それは基本的には、今の評価上、その標準を上回るような取組というのはなかなか難しいんじゃないかというふうに思います。

○高田委員　となりますと、今回作った仕組みを、次年度以降、更に改善することが求められるということでしょうか。

○永井課長補佐　金融調整課、永井です。

もし改善すべきところがあって、より良くされる、された方がいいというようなことがあって改善されるのであれば、今までの取組を上回るというもので評価できるのであれば評価したいと思いますし、去年作ったものを着実に実行したっていうことであれば、それは十分計画に書かれていることを取り組んでいただいたということになるんだと思います。

高田先生、お願いします。

○高田委員　度々すみません。となりますと、やはりルーチン化されたものについては標準な行為になるわけですから、素晴らしいことだけれどもBと。他方、ルーチン化されていないことに対して、新たに取組をしたという場合は、これを高く評価してAを付けることもあるという理解でよろしいでしょうか。

○永井課長補佐　はい、そのように考えています。

○高田委員 ありがとうございます。

○千年委員 千年ですけれども、よろしいでしょうか。

○永井課長補佐 お願いします、千年先生。

○千年委員 確認です。恐らくBだったらよくやっているってことですよね。

○永井課長補佐 そのとおりでございます、はい。Bはよくやっているとというふう
に考えています。

○千年委員 個人的感想ですけれども、頂いた資料を拝読しましたが、基金さん、よくやっ
ているという印象を受けました。財務諸表の数字も各部門でちゃんと経常収益を上げていますし、
十分なことをやっているという印象でした。個別の業務になりますと情報量も十分ではないの
で、文字面から類推したりし誤解もあるかもしれないので、何とも言えないところもあります
が、こうしたかたちで毎年やるべきことを確認しながら、今後、改善に向けてやっていただく
というのは非常に大事だと思います。Bが十分ということで、今回、全体ではA評価というこ
とで、素晴らしいと思います。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

じゃ、田中先生、お願いします。

○田中委員 田中でございます。

今、皆さん委員の先生方の御意見いろいろお聞きして、思い出すこといっぱいあるんですが、
例えば目標達成できたからいいのかという根本的な問題とか、これ過去議論したと思うし、昔
に比べりゃ全然評価良くなったってのは全くそのとおりだと思うし、やっぱり議論なんていう
のは評価の在り方がどうかということなんだと思うんですよ、根本的に。

どこの組織も同じだと思うんですけれども、例えば会社でいえば、営業と管理運営の経理部
門と分けたときに、やっぱり点数取りやすいのは営業じゃないですか。役所もそうだけれども、
企画課はいろいろ、俺こんな手柄立てたって書きやすいけれども、経理の方は法律で縛られて
いて、もう身動き取れないわけだね。

そのことが、例えば独法の資料1の4ページ目、多分01だと4ページ目になるんですけれど
も、評価の総括表がありますよね。資料1の4ページ目です。まとまっているやつ。これ、明
らかに左側の列はAが多くて、右はA少ないじゃないですか。これ、どうしてもこうなっちゃ
うんですよ。

だから、さっき一番最初に私が申し上げたのはそのことに関係するんだけれども、これ以上

頑張れないのに頑張り、それをやっとなんか達成しているのに評価できないというのは、ちょっと腑に落ちないというか、納得できないというのはそういうことなんですよ。根本的な在り方として、なかなか動けないところで一生懸命やって頑張って目標達成したのと、割と点数取りやすいところでばいっと点数取ってAやったと言って、ちょっと不公平じゃないかというのが根本的な課題としてあって。だからといって、役所は役所の方でルールがあるから身動き取れないというのは分かるんだけど、そこの評価を何か工夫してほしいというのは個人的に思うわけですよ。

例えばさっきの例で言えば、0%達成しているのに、達成、Bだと。じゃ、具体的にAにするにはどうすればいいかってアドバイスできますかって言われたときに、多分なかなか役所は答え出せ、アドバイスとしてもばつと出てこないと思うんだよね。もうがんじがらめの組織の中で、こうすればAになるよみたいなことはさ。

というのがちょっと個人的にあるんで、何かその辺ちょっと考えてもらいたいなというのは思いますね。うちも一緒なんです。経理なんかで共同購入してやりましたと言って、少し、経費何%減りましたってAになるかといったら、そんな何%減ったぐらいじゃAにならないんだよね。でも、組織としては苦労してやった結果ではあるんで、そこを何か評価できるような仕組みを考えてもらいたいなというのはあります。

以上です。

○永井課長補佐　ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問などございますでしょうか。

じゃ、高田先生、お願いします。

○高田委員　高田でございます。

36ページなんですが、自己評価のところでは第一段落、0.16ポイント超過したことが示されています。この0.16ポイントって、金額に換算すると、分母の4億7,900万に対して、3,500万ぐらいに過ぎません。僅か3,500万の差異です。確かに、基準値の2%を超えているのですが、何となく違和感があります。なるほど百分率による数値基準は重要ですが、本件において、超過額は、僅か3,500万に過ぎません。これをどのように扱うのか、単に百分率のみで評定するのではなく、金額の重要性を勘案して評価しても、差し支えないのではないか、そのように思いました。個人の感想として述べさせていただきます。

○永井課長補佐　ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

御質問などでも、御意見でも結構ですけれども。

じゃ、佐藤先生、お願いいたします。

○佐藤委員 すみません、自己評価と主務大臣評価の違う項目で、議論されていなかったと思うんですけども、44ページからの適切な保険料率の設定ですよね。すみません、違うか。私、事前検討の資料とごっちゃにして今見ているので、ちょっとどこか。

○永井課長補佐 41ページですかね。

○田中委員 52じゃないですか、料率のやつだと。

○佐藤委員 すみません、何ページですか。

○田中委員 52じゃないの。

○佐藤委員 52ですかね。ああ、そうですね。すみません、ありがとうございます。

これ、引下げになったのは、そもそも達成が遅れたという。そもそもの何か目標だったものを、遅れて達成なのでB評価になるというふうに判断したんだということだったような気がするんですけども、その理解でよかったですかね。よろしかったですかね。

○永井課長補佐 金融調整課、永井です。

これ、事前レクのときに申し上げましたが、遅れたかどうかということではなくて、まず、年度計画というものの、52ページにも書かれておりますけれども、こちらに書かれている目標どおりのことをやられたんでB評価という考えでございます。遅れたかどうかは特に、遅れたからBということにしたわけではございません。

○佐藤委員 信用基金の方でA評価にされているのは、なかなかこれまで手が付かなかったことに対して頑張って手を付けたんだという理解でよろしいですか。

○鹿田理事 基金の鹿田です。

私どもがA評価として自己評価したのは、規定どおりやっていると、データが足りないということが出てこない数字があって、それを代替するような数字を出す工夫をした上で引下げを、手続を迅速にして年度内に全ての手続を完了したと、計画予定よりも早く完了したということの評価させていただいたということでございます。

これまで主務省さんとのやり取りの中ではっきり言われているんですけども、今回の私どもの努力、工夫というのは、保険料率の体系そのものを変えるような大きなものではなくて、この計画の中で規定されている料率の、適切な料率の適用と。引下げ・引上げの業務をやる中

での工夫にとどまっているのではないかということでB評価ということは頂いておりますので、その点は私どもも理解はしているということでございます。

○佐藤委員 普通だったら、ルーチンどおりだったら算出できなかったものを、いろんなデータを代替することで改定を行ったということでいいですかね。という理解でよろしいですかね。

○鹿田理事 はい、そういうことでございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

これも先ほどの田中先生の御議論と重なるのかなというふうに思うんですけども、そんなに大きなオーバーアチーブメントが出しにくい分野での努力というのが、自己評価と主務大臣評価ではなかなか一致しないのかなっていう、そこをすり合わせる必要があるんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

ほかに御意見などございますでしょうか。

なければ、そろそろまとめの方に入りたいとは思いますが、これまでちょっと厳しい御意見も頂戴いたしたところなんですけれども、主務省としては現在のこの評価案でいきたいと考えておりますが、もちろん本日出た有識者の委員の皆様方から頂戴した意見も内部で伝えた上で、最終的には決めさせていただきたいと思います。

ほかに御意見がなければ、本日の有識者会議についてはこれで終了とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか、皆様。

（「はい」の声あり）

○永井課長補佐 それでは、本日の有識者会議につきましては、以上で終了とさせていただきたいと思います。貴重な御意見、誠にありがとうございました。

本日の御意見を踏まえながら、最終的な主務大臣評価を決定させていただきますが、必要に応じて御相談の方をさせていただきたいと思ひますし、また、議事録につきましても、取りまとめができ次第、御確認していただいた上で、評価書と併せて公表させていただきたいと思ひます。

本日は御多忙中の中、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。ウェブの参加の方々も含めまして、ありがとうございました。

適宜退室していただいて結構でございますので、どうもありがとうございました。

午後 3 時 2 9 分 閉会